令和４年６月８日

一般事業主行動計画

社会福祉法人　千寿福祉会

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が、仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画を策定する。

１，計画期間：令和４年６月８日～令和７年６月７日までの３年間

２．内容

目標１：労働者の福祉に関する法律、労働基準法その他の関係法令に定める基準を遵守し、職員が仕事と子育てが両立できるよう、できる限りの支援を行う。

＜対策＞

●育児休業、育児休業給付、産前産後休暇など諸制度の周知を行う。

●就業規則に定める「母性健康管理のための休暇等」を十分活用するよう促す。

●育児休業取得後における原職または原職相当職へ復帰しやすいように、職場の情報提供をしながら、人的物的な環境を整備する。

●上記対策について職員会議・主任会議等で職員に周知徹底を行うとともに、妊娠、産前産後休暇、育児休業中の職員の相談を受ける担当を決めて、職場全体で支援する体制を整える。

目標２：ワークライフバランスの重要性を全職員に認識してもらい、平均有給休暇取得率を８５％以上にする。

＜対策＞

●年度毎に、各事業所の有給取得率を集計・分析し、有給休暇をとりやすい環境を整備する。

●年度毎に、各事業所の時間外労働を集計・分析し、過度な時間外労働やサービス残業の減少に取り組む。